

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

岩手国民年金 事案 647

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から同年12月まで
申立期間の国民年金保険料が還付されている理由が分からないので、納付済みに戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳によると、申立期間の国民年金保険料については、いったん現年度納付されたが、昭和47年10月に還付されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間は、厚生年金保険に加入していない期間であり、社会保険事務所（当時）が申立期間の国民年金保険料を還付した合理的な理由は見当たらない。

以上のことから、申立期間は、記録上、国民年金の被保険者となっていないが、強制被保険者として国民年金の被保険者となる期間であり、国民年金保険料が還付される前は納付済期間となっていたことから、納付済期間とする必要がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 648

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月及び同年 11 月

私が所持する年金手帳には、申立期間が国民年金加入期間として記録されている。年金手帳に記録があるということは、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の国民年金保険料については、いったん納付済みとされたが、昭和 62 年 4 月に、未加入期間の納付であることを理由として、社会保険事務所（当時）において還付決議が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳には、「昭和 61 年 10 月 15 日」に国民年金の被保険者資格を取得し、「昭和 61 年 12 月 1 日」に同被保険者資格を喪失していることが記載されていることから、申立人が、申立期間に係る国民年金の加入手続を行ったと推認できる上、申立期間は、国民年金の強制被保険者となるべき期間であることから、納付された申立期間の国民年金保険料を還付する必要は無く、当時の行政側の記録管理及び事務処理に過誤があったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月から40年3月まで
申立期間の国民年金保険料は親が納付していたはずである。このことは私が所持している国民年金手帳においても確認できる。
したがって、納付記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳によれば、申立期間の国民年金保険料は昭和39年10月30日にまとめて納付されたことが確認できるが、国民年金被保険者台帳及びA市作成の国民年金被保険者名簿では、申立人が同年4月1日付けで国民年金被保険者資格を喪失したことに伴い、申立期間の保険料は還付されたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、昭和40年8月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、39年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失する理由が見当たらない上、前述の国民年金被保険者名簿では、当初、40年8月21日に申立人が厚生年金保険に加入したことを理由として、国民年金被保険者資格を喪失した旨が記載されていたが、39年4月1日に訂正されているなど、行政側の事務処理に過誤があったことがうかがえる。

以上のことから、申立期間は、記録上、国民年金の被保険者となっていないが、強制被保険者として国民年金の被保険者となる期間であり、国民年金保険料が還付される前は納付済期間となっていたことから、納付済期間とする必要がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 650

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から 63 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から 63 年 1 月まで

私は、申立期間直前まで勤務した会社を退職後、自分で国民年金の加入
手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、母に納付してもらっ
た。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得で
きない。

第3 委員会の判断の理由

平成 8 年 12 月以前の国民年金制度においては、国民年金に加入した際に
は、各被保険者ごとに国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、
申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見られない上、申立人
が所持している年金手帳の「国民年金の記号番号」欄にも、同手帳記号番号
は記載されていない。

また、申立期間に係る国民年金の加入記録について、A年金事務所では、
申立人が平成 11 年 7 月 1 日付けで国民年金被保険者資格を取得した際に、
国民年金の未加入期間が判明したため、申立期間を国民年金の加入期間とし、
かつ、国民年金保険料の未納期間とする記録の追加を同年 8 月 16 日に行っ
た旨回答している。

以上のことから、申立期間当時は国民年金の加入手続が行われていないた
め、申立人に対し国民年金保険料の納付書が発行されることは無く、申立期
間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金の加入記録等が追加された時点（平成 11 年
8 月）では、時効により、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付す
ることはできない。

加えて、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、オンライン記録によれば、申立人は、基礎年金番号（すべての年金制度に共通して使用できる年金番号であり、平成9年1月から導入されたもの）となっている厚生年金保険の記号番号を用いて、前述のとおり、11年7月1日付けで国民年金に加入していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 651

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から48年2月まで

私は、申立期間当時、家業の店を継いでおり、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、かつ、申立期間の国民年金保険料を支払ってくれた。

当時、国民年金保険料の集金は隣保班の係の人が店に来ていた記憶があり、田舎町での商売のため、世間体もあり、保険料の滞納等はありません。

したがって、申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録には、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した記録が無く、また、申立人が申立期間中に住所を有していたA県B市でも、申立人の国民年金の加入記録及び国民年金保険料の納付記録は無いと回答している。

このため、A県B市を管轄するC年金事務所において、申立人（旧姓）に対する国民年金手帳記号番号払出しの有無を同手帳記号番号払出簿により調査したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見られなかった。

以上のことから、申立人の国民年金の加入手続きは行われておらず、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の父親は既に他界しているため、申立人の国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付状況は不明である上、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 652

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から同年 8 月までの期間及び 58 年 9 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 3 月から同年 8 月まで
② 昭和 58 年 9 月から 61 年 3 月まで

私が申立期間の直前までに勤務していた会社を退職した都度、夫が私の国民年金の加入手続を行い、かつ、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。

したがって、申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いことに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったと主張している。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、オンライン記録上、申立人に払い出されている同記号番号と一致するほか、当該記号番号の払出しは、前後の任意加入者の状況からすると、昭和 61 年 4 月以降と推定できる上、当該年金手帳の国民年金における、「はじめて被保険者となった日」欄には「昭和 61 年 4 月 1 日」と記載されていることが確認できる。

また、A 市作成の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録においても、国民年金の被保険者資格取得日は「昭和 61 年 4 月 1 日」で一致しており、申立期間は国民年金の未加入期間であるとされているほか、昭和 61 年 3 月以前の国民年金制度においては、申立人の夫が当該期間中に厚生年金保険に加入していたため、申立期間は国民年金の任意加入対象期間であったことが確認できることから、前述の国民年金の被保険者資格取得時点（昭和 61 年

4月)では、制度上、さかのぼって申立期間に係る国民年金の被保険者資格取得及び申立期間の国民年金保険料の納付を行うことはできない。

さらに、申立人が住所を有しているA市において、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無を国民年金受付処理簿により実地に調査したが、申立期間中に、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されている状況はみられなかった。

以上のことから、申立期間に係る国民年金の加入手続は行われておらず、申立人に対して申立期間の国民年金保険料の納付書が発行されることは無く、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月及び同年 5 月
申立期間の国民年金保険料については、私は、就職が決まったこともあり、納付しないでいたが、その後、父が納付したはずである。
したがって、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、オンライン記録により、保険料の納付日が確認できる平成 10 年度及び 11 年度の保険料は納付期限内に納付されており、申立人の納付意識の高さがうかがわれる。

しかしながら、平成 9 年 1 月に基礎年金番号が導入されたことに伴い、基礎年金番号に統合されていない記録（未統合記録）が生ずる可能性は極めて低く、申立期間の国民年金保険料の納付についての記録漏れ又は記録誤り等がなされたとは考え難い。

また、A 市作成の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の国民年金保険料は未納となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。